

下請取引適正化推進会議の中間報告及び提言に関するアンケートの実施について（依頼）

平成 21 年 4 月
経済産業省中小企業庁
事業環境部取引課

1. 趣旨・背景

景気後退が深刻化し、弱い立場にある下請事業者に大きな影響が出ていることから、平成 20 年 12 月、下請取引適正化推進会議（以下、「下請推進会議」という）を設置、その下に 2 つのワーキンググループを設け、中小企業にとって過度な負担となっている取引慣行及び手形支払にかかる問題点を洗い出し、改善策を検討してまいりました。

平成 21 年 3 月 17 日、第 2 回下請推進会議において、各ワーキンググループの中間報告が行われ、それを受ける形で提言が行われたところです。

中小企業庁として、今後、適切な対応策を検討していくこととしていますが、そのため、取引慣行及び手形支払ワーキンググループの中間報告について、広く業界団体の皆様からも御意見をいただきたいと考えており、以下の要領でアンケートを実施いたします。

2. アンケート対象

下請取引適正化推進会議 中間報告及び提言

3. ご提出期限

平成 21 年 5 月 12 日（火）18 時 ※郵送の場合は同日必着

※なお、中小企業庁では、3 月 27 日より本件に係るパブリックコメントを実施していますが、既にパブリックコメントに対して御意見をいただいている場合は、今般の御意見の提出は不要です。

（未提出の場合、いずれかに御意見を提出してください）。

4. 記入要領

別紙の様式に、会社名及び団体名、所属、氏名、会社及び団体所在地、連絡先（電話番号、お持ちであれば F A X 番号及び電子メールアドレス）、意見を御記入下さい。

なお、別紙様式は、下記の URL（中企庁 HP）でダウンロードできますので、御活用ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/ShitaukeFairKaigi.htm>

5. 御意見の送付方法

4. でご記入いただいた御意見を以下のいずれかの方法で御送付下さい。なお、電話による御意見の提出には応じかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子メールの場合

別紙様式に必要事項をご記入の上、下記のメールアドレス宛にお送り下さい。

電子メールアドレス：gqocbi@meti.go.jp

(電子メールの件名を、「下請取引適正化推進会議ワーキンググループ中間報告書 関する意見」として下さい。)

(2) FAXの場合

別紙様式に必要事項をご記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：03-3501-6889

(3) 郵送の場合

別紙様式に必要事項をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 アンケート担当宛

6. その他

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に関する業務にのみ利用させていただきます。

(本件のお問い合わせ先)

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課

担当者：池谷、松本

電話：03-3501-1669 (直通)

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 アンケート担当 宛

「下請取引適正化推進会議 取引慣行、手形支払ワーキンググループ中間報告」
に対する意見（業界団体説明会）

[氏 名]	(団体名、部署名及び担当者名を記載)
[住 所]	
[電話番号]	
[F A X 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（「取引慣行 WG」あるいは「手形支払 WG」いずれの中間報告に対する意見か明示した上で、どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように記載して下さい。）	
・ 御意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	